

「学校関係者評価委員会」設置要項

（設置の目的）

第1条 自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解をもち協力することによって、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として学校関係者評価を実施するため、「学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（委嘱）

第2条 学校関係者評価委員（以下「委員」という。）は、保護者と学校評議員及び地域住民等の本校関係者で教育に関する理解と見識のある者のうちから校長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

（職務）

第4条 委員は、校長の求めに応じ、学校が実施した自己評価について評価を行うとともに、学校運営状況の改善に向けて意見を述べる。

（学校説明）

第5条 委員会での説明職員は、校長、教頭その他、校長が必要と認める職員とする。

（事務等取扱）

第6条 事務等取扱は、教頭が行う。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。